

大分県 土木工事の施工管理基準及び規格値 新旧対照表

現行【R6.10】										改訂【R6.4】											
単位:mm										単位:mm											
編	章	節	条	技	種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	備 考	編	章	節	条	技	種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	備 考
3	2	4	6	6	基礎工	基礎高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$		3	2	4	6	6	基礎工	基礎高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						根入長	設計値以上										※リフトプレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルイングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。	※リフトプレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルイングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。			
						偏心量d	150以内														
						傾斜	1/50以内														
						規格 D	設計値(公称径)以上※														
3	2	6	7	5	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚さ	-25 -30 -8 -10	幅は、延長 40m 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000mmに1個の割でコアを採取もしくは掘り起して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 路面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		3	2	6	7	5	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚さ	-25 -30 -8 -10	幅は、延長 40m 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000mmに1個の割でコアを採取もしくは掘り起して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 路面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-50 -50 - -														
3	2	6	7	7	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト) 安定処理工	厚さ	-15 -20 -5 -7	幅は、延長 40m 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000mmに1個の割でコアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 路面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		3	2	6	7	7	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト) 安定処理工	厚さ	-15 -20 -5 -7	幅は、延長 40m 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000mmに1個の割でコアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-50 -50 - -														
3	2	6	17	1	オーバーレイ工	厚さ t	-9	厚さは40m毎に現場装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長 80m 毎に1箇所の割とし、延長 80m 未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。			3	2	6	17	1	オーバーレイ工	厚さ t	-9	厚さは40m毎に現場装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長 40m 毎に1箇所の割とし、延長 40m 未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		
						幅 W	-25														
						延長 L	-100														
						平坦性	-										3mプロフィールメーター (φ)12.4mm以下 直読式(足付き) (φ)1.75mm以下				
3	2	7	4	1	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基準高 ▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 w.(L)は施工延長40mにつき1ヶ所、 80m 以下のものは1施工箇所につき3箇所。 (L)はセンターライン及び表裏法肩で行う。			3	2	7	4	1	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基準高 ▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 w.(L)は施工延長40mにつき1ヶ所、 40m 以下のものは1施工箇所につき3箇所。 (L)はセンターライン及び表裏法肩で行う。		
						法長 θ	-500														
						天端幅 w	-300														
						天端延長 L	-500														

表記の修正
誤字修正

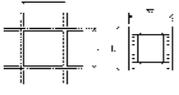
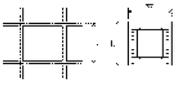
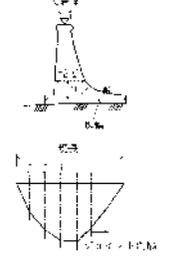
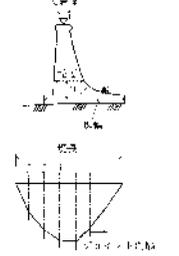
測定箇所の修正

測定箇所の修正

測定箇所の修正

測定箇所の修正

大分県 土木工事の施工管理基準及び規格値 新旧対照表

現行【R6.10】										改訂【R6.4】										改訂理由						
単位:mm										単位:mm																
編	章	節	条	技	工	種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	備 考	編	章	節	条	技	工	種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	備 考			
3	2	14	4	1	法	法	法	φ<10m	-100	<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>			3	2	14	4	1	法	法	法	φ<10m	-100	<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>			桁字修正
							φ≥10m	-200	φ≥10m											-200						
							幅 w	-30	幅 w											-30						
							高さ h	-30	高さ h											-30						
							枠中心間隔a	±100	枠中心間隔a											±100						
延長(枠長) L	-200	延長 L	-200																							
9	1	4			コンクリートダム工	(本体)	天端高▽	±20	<p>1. 図面の寸法表示箇所等で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高(越流部堤頂高を含む)は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 ③(注)堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打線との接触部とする。(堤幅は、中心線又は基準線との関係づけも含む) ④ジョイント間隔(横目)は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ⑤堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流部堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督員の指示による。 ②型枠の敷設、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督員の指示による。</p>			9	1	4			コンクリートダム工	(本体)	天端高▽	±20	<p>1. 図面の寸法表示箇所等で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高(越流部堤頂高を含む)は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 ③(注)堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打線との接触部とする。(堤幅は、中心線又は基準線との関係づけも含む) ④ジョイント間隔(横目)は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ⑤堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流部堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督員の指示による。 ②型枠の敷設、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督員の指示による。</p>			桁字修正		
							天端幅	±20											天端幅	±20						
							ジョイント間隔	±30											ジョイント間隔	±30						
							リフト高	±50											リフト高	±50						
							堤幅	-30, +50											堤幅	-30, +50						
							堤長	-100											堤長	-100						
11	2	3	1	農	整	表土整地	標高格差(平均値)	±50	<p>1. 「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測はほ場面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。 4. ほ場周縁から水平方向に±50mm以内に存在する計測点は、標高格差の評価から除く。 5. 「個々の計測値」は、全ての測定値が規格値を満足しなければならない。規格値を満足するとは、出来形評価面データのうち、99.7%が「個々の計測値」の規格値を満たすものをいう。</p>		11	2	3	1	農	整	表土整地	標高較差(平均値)	±50	<p>1. 「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測はほ場面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。 4. ほ場周縁から水平方向に±50mm以内に存在する計測点は、標高格差の評価から除く。 5. 「個々の計測値」は、全ての測定値が規格値を満足しなければならない。規格値を満足するとは、出来形評価面データのうち、99.7%が「個々の計測値」の規格値を満たすものをいう。</p>		桁字修正				
							標高格差(個々の計測値)	±150										標高較差(個々の計測値)	±150							
12	2	10	2	森	仮	仮設道路工(面管理の場合)	1 共通編-2土工-3河川土工・海岸土工・砂防土工-2-2掘削工(面管理の場合) による					12	2	10	2	森	仮	仮設道路工(面管理の場合)	1 共通編-2土工-4道路土工-2-2掘削工(面管理の場合) による					参照箇所の修正		
					仮設道路工(面管理の場合)	1 共通編-2土工-3河川土工・海岸土工・砂防土工-3-2盛土工(面管理の場合) による										仮設道路工(面管理の場合)	1 共通編-2土工-4道路土工-3-2盛土工(面管理の場合) による									
12	2	3		森	林	横断形掘削工(面管理の場合)	1 共通編-2土工-3河川土工・海岸土工・砂防土工-2-2掘削工(面管理の場合) による					12	2	3		森	林	横断形掘削工(面管理の場合)	1 共通編-2土工-4道路土工-2-2掘削工(面管理の場合) による					参照箇所の修正		
					横断形盛土工(面管理の場合)	1 共通編-2土工-3河川土工・海岸土工・砂防土工-3-2盛土工(面管理の場合) による										横断形盛土工(面管理の場合)	1 共通編-2土工-4道路土工-3-2盛土工(面管理の場合) による									

大分県 土木工事の施工管理基準及び規格値 新旧対照表

現行【R6.10】								改訂【R6.4】								改訂理由		
4.品質管理								4.品質管理										
(8)品質管理基準及び規格値								(8)品質管理基準及び規格値										
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	試験成績等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	試験成績等による確認	改訂理由		
5	ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況は、下記の通り。 ・ノギス等による計測(詳細外観検査) ・軸心の偏み ・ふくらみ ・ふくらみの長さ ・圧接部のずれ ・折れ曲がり 等	・熱間押接法以外の場合 ①軸心の偏みが鉄筋径(径が異なる場合は細い方の鉄筋)の1/5以下。 ②ふくらみが鉄筋径(径が異なる場合は細い方の鉄筋)の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの偏みと圧接部のずれが鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/3以下。 ⑦たれ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。 ・熱間押接法の場合 ①ふくらみを押接した後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない。 ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。直径19mm未満の鉄筋について、手動ガス圧接、熱間押接ガス圧接を行う場合、監督員と協議の上、施工前試験を省略することができる。 ①直径19mm以上の鉄筋またはSD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間押接ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合は、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要となる場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りがないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 ②直径19mm未満の鉄筋またはSD490の鉄筋を圧接する場合 手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押接法において、施工前試験を行わなければならない。	5	ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況は、下記の通り。 ・ノギス等による計測(詳細外観検査) ・軸心の偏み ・ふくらみ ・ふくらみの長さ ・圧接部のずれ ・折れ曲がり 等	・熱間押接法以外の場合 ①軸心の偏みが鉄筋径(径が異なる場合は細い方の鉄筋)の1/5以下。 ②ふくらみが鉄筋径(径が異なる場合は細い方の鉄筋)の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの偏みと圧接部のずれが鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/3以下。 ⑦たれ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。 ・熱間押接法の場合 ①ふくらみを押接した後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない。 ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。直径19mm未満の鉄筋について、手動ガス圧接、熱間押接ガス圧接を行う場合、監督員と協議の上、施工前試験を省略することができる。 ①SD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間押接ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合は、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要となる場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りがないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 ②SD490の鉄筋を圧接する場合 手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押接法において、施工前試験を行わなければならない。	内容の修正		
5	ガス圧接	施工前試験	必須	超音波探傷検査	JIS Z 3062	・各検査ロットごとに30箇所ランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1箇所以下の場合はロットを合格とし、2箇所以上のときはロットを不合格とする。ただし、作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。 ただし、合格判定レベルは基準レベルより-24db感度を高くとする。	超音波探傷検査は採取検査を原則とする。採取検査の場合は、各ロットの30箇所とし、1ロットの大きさは200箇所程度を標準とする。ただし、作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。	規格値を外れた場合は、以下による。 ・不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果が合格となった箇所は、監督員の承認を得て、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査及び超音波探傷検査を行う。	5	ガス圧接	施工前試験	必須	超音波探傷検査	JIS Z 3062	・各検査ロットごとに30箇所ランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1箇所以下の場合はロットを合格とし、2箇所以上のときはロットを不合格とする。ただし、作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。	超音波探傷検査は採取検査を原則とする。採取検査の場合は、各ロットの30箇所を標準とし、1ロットの大きさは200箇所程度を標準とする。ただし、作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。	規格値を外れた場合は、以下による。 ・不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果が合格となった箇所は、監督員の承認を得て、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査及び超音波探傷検査を行う。	内容の修正
11	下層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 E004	1.5%以下	施工前及び材料の変更時 原則として公的試験機関で実施。	公的試験機関の試験成績表提出。	11	下層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-80	1.5%以下	施工前及び材料の変更時 原則として公的試験機関で実施。	公的試験機関の試験成績表提出。	基準書の改訂に伴う修正(該当書籍に関する全ての参照箇所を訂正)
15	アスファルト舗装	舗装現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 B008	密度 X10 : 基準密度の 96%以上 X6 : " 96%以上 X3 : " 96.5%以上 X1.2 : " 94%以上 再処理工法の場合 X1.2 : 基準密度の 93%以上 X3 : " 96.5%以上 X6 : " 95.5%以上 X10 : " 95%以上	・舗装面積400m ² 未満 試験供試体個数は、表層・中間層・基層の各層ごとに1孔とし、公的試験機関での試験を省略できる。 ・舗装面積400m ² 以上6,000m ² 未満 試験供試体個数は、表層・中間層・基層の各層ごとに3孔とし、原則公的試験機関で試験を実施する。 ・舗装面積6,000m ² 以上10,000m ² 未満 試験供試体個数は、表層・中間層・基層の各層ごとに6孔とし、原則公的試験機関で試験を実施する。 ・舗装面積10,000m ² 以上 試験供試体個数は、表層・中間層・基層の各層ごとに10孔とし、原則公的試験機関で試験を実施する。	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の9%以上(再処理工法の場合は基準密度の9.5%以上)を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は13孔の測定値の平均値X13が規格値を満足するものとするが、X13が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・公的試験機関の試験成績表提出 ただし、橋面舗装はコア採取しないでAS合材量(フラスコ出荷数量)と締固回数及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。	15	アスファルト舗装	舗装現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	密度 X10 : 基準密度の 96%以上 X6 : " 96%以上 X3 : " 96.5%以上 X1.2 : " 94%以上 再処理工法:設計図書による。	・舗装面積400m ² 未満 試験供試体個数は、表層・中間層・基層の各層ごとに1孔とし、公的試験機関での試験を省略できる。 ・舗装面積400m ² 以上6,000m ² 未満 試験供試体個数は、表層・中間層・基層の各層ごとに3孔とし、原則公的試験機関で試験を実施する。 ・舗装面積6,000m ² 以上10,000m ² 未満 試験供試体個数は、表層・中間層・基層の各層ごとに6孔とし、原則公的試験機関で試験を実施する。 ・舗装面積10,000m ² 以上 試験供試体個数は、表層・中間層・基層の各層ごとに10孔とし、原則公的試験機関で試験を実施する。	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の9%以上(再処理工法の場合は基準密度の9.5%以上)を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は13孔の測定値の平均値X13が規格値を満足するものとするが、X13が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・公的試験機関の試験成績表提出 ただし、橋面舗装はコア採取しないでAS合材量(フラスコ出荷数量)と締固回数及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。	参照箇所の変更
34	路上再生路盤工	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 G021 砂置換法(JIS A 1214)砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は13孔の測定値の平均値X13が規格値を満足するものとするが、X13が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし1ロットあたり9孔で測定する。 (例) 3,001～10,000m ² :10孔 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合、6,000m ² /1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり9孔以上で測定する。	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は13孔の測定値の平均値X13が規格値を満足するものとするが、X13が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし1ロットあたり9孔で測定する。 (例) 3,001～10,000m ² :10孔 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合、6,000m ² /1ロット毎に10孔、合計20孔 ただし、1工事あたり3,000m ² 以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり9孔以上で測定する。	34	路上再生路盤工	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法(JIS A 1214)砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり9孔で測定する。 (例) 3,001～10,000m ² :10孔 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合、6,000m ² /1ロット毎に10孔、合計20孔 ただし、1工事あたり3,000m ² 以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり9孔以上で測定する。	記載箇所の変更 試験頻度の変更	

大分県 土木工事の施工管理基準及び規格値 新旧対照表

現行【R6.10】								改訂【R6.4】								改訂理由		
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	改訂理由
35 路上表層再生工	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 B008	アスファルト舗装(P4-11)による	アスファルト舗装(P4-12)による原則として公的試験機関で実施	空路率による管理もよい。公的試験機関の試験成績表提出	公	35 路上表層再生工	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧【3】-218	基準密度の96%以上 X10 :98%以上 X6 :98%以上 X3 :98.5%以上 歩道箇所:設計図書による	・舗装面積400m2未満 試験供試体個数は、表層・中間層・基層の各層ごとに1孔とし、公的試験機関での試験を省略できる。 ・舗装面積400m2以上6,000m2未満 試験供試体個数は、表層・中間層・基層の各層ごとに3孔とし、原則公的試験機関で試験を実施する。 ・舗装面積6,000m2以上10,000m2未満 試験供試体個数は、表層・中間層・基層の各層ごとに6孔とし、原則公的試験機関で試験を実施する。 ・舗装面積10,000m2以上 試験供試体個数は、表層・中間層・基層の各層ごとに10孔とし、原則公的試験機関で試験を実施する。	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・公的試験機関の試験成績表提出ただし、橋面舗装はコア採取しないでAS合材量(アスルト出荷数量)と舗装面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。	公	参照箇所の変更
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧	アスファルト舗装(P4-11)による	アスファルト舗装(P4-12)による原則として公的試験機関で実施	目標値を設定した場合のみ実施する。公的試験機関の試験成績表提出	公				アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧	アスファルト舗装(P4-12)による	アスファルト舗装(P4-12)による	アスファルト舗装(P4-12)による	アスファルト舗装(P4-12)による原則として公的試験機関で実施	目標値を設定した場合のみ実施する。公的試験機関の試験成績表提出
36 排水性舗装工・透水性舗装工	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 B008	アスファルト舗装(P4-11)による	アスファルト舗装(P4-12)による原則として公的試験機関で実施	公的試験機関の試験成績表提出	公	36 排水性舗装工・透水性舗装工	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧【3】-224	基準密度の94%以上 X10 :96%以上 X6 :96%以上 X3 :96.5%以上 歩道箇所:設計図書による	・舗装面積400m2未満 試験供試体個数は、表層・中間層・基層の各層ごとに1孔とし、公的試験機関での試験を省略できる。 ・舗装面積400m2以上6,000m2未満 試験供試体個数は、表層・中間層・基層の各層ごとに3孔とし、原則公的試験機関で試験を実施する。 ・舗装面積6,000m2以上10,000m2未満 試験供試体個数は、表層・中間層・基層の各層ごとに6孔とし、原則公的試験機関で試験を実施する。 ・舗装面積10,000m2以上 試験供試体個数は、表層・中間層・基層の各層ごとに10孔とし、原則公的試験機関で試験を実施する。	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・公的試験機関の試験成績表提出ただし、橋面舗装はコア採取しないでAS合材量(アスルト出荷数量)と舗装面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。	公	参照箇所の変更
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧	アスファルト舗装(P4-11)による	アスファルト舗装(P4-12)による原則として公的試験機関で実施	目標値を設定した場合のみ実施する。公的試験機関の試験成績表提出	公				アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧	アスファルト舗装(P4-12)による	アスファルト舗装(P4-12)による	アスファルト舗装(P4-12)による	アスファルト舗装(P4-12)による原則として公的試験機関で実施	目標値を設定した場合のみ実施する。公的試験機関の試験成績表提出
37 プラント再生舗装工	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 B008	アスファルト舗装(P4-11)による	アスファルト舗装(P4-12)による原則として公的試験機関で実施	公的試験機関の試験成績表提出	公	37 プラント再生舗装工	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧【3】-218	基準密度の94%以上 X10 :96%以上 X6 :96%以上 X3 :96.5%以上 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 X10 :95%以上 X6 :95.5%以上 X3 :96.5%以上 歩道箇所:設計図書による	・舗装面積400m2未満 試験供試体個数は、表層・中間層・基層の各層ごとに1孔とし、公的試験機関での試験を省略できる。 ・舗装面積400m2以上6,000m2未満 試験供試体個数は、表層・中間層・基層の各層ごとに3孔とし、原則公的試験機関で試験を実施する。 ・舗装面積6,000m2以上10,000m2未満 試験供試体個数は、表層・中間層・基層の各層ごとに6孔とし、原則公的試験機関で試験を実施する。 ・舗装面積10,000m2以上 試験供試体個数は、表層・中間層・基層の各層ごとに10孔とし、原則公的試験機関で試験を実施する。	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上(再アス処理の場合は基準密度の93%以上)を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・公的試験機関の試験成績表提出ただし、橋面舗装はコア採取しないでAS合材量(アスルト出荷数量)と舗装面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。	公	参照箇所の変更
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 G028	アスファルト舗装(P4-11)による	アスファルト舗装(P4-12)による原則として公的試験機関で実施	目標値を設定した場合のみ実施する。公的試験機関の試験成績表提出	公				アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧	アスファルト舗装(P4-12)による	アスファルト舗装(P4-12)による	アスファルト舗装(P4-12)による	アスファルト舗装(P4-12)による原則として公的試験機関で実施	目標値を設定した場合のみ実施する。公的試験機関の試験成績表提出

4.品質管理 (9)コンクリート試験(圧縮・曲げ強度)の流れ

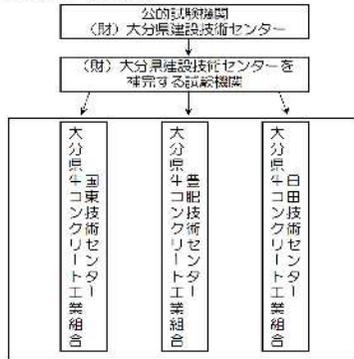
4.品質管理 (9)コンクリート試験(圧縮・曲げ強度)の流れ

(9) コンクリート試験（圧縮・曲げ強度）の流れ

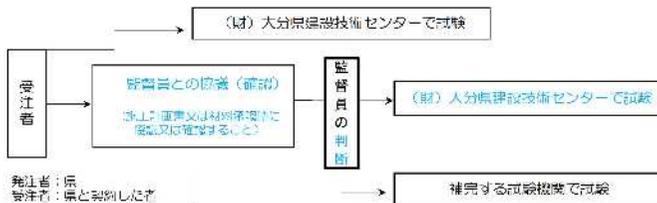
(5) 公的試験機関

公的試験機関とは、原則として、(財)大分県建設技術センターとする。ただし、(財)大分県建設技術センター以外の試験機関((財)大分県建設技術センターを補完する試験機関)での試験実施が適当であると監督員が判断した場合はこの限りではない。

1) コンクリート試験（圧縮・曲げ強度）



例 圧縮強度試験の流れ



発注者：県
受注者：県と契約した者

品質管理試験の実施に関する事項

試験機関	大分県牛国東技術センター
	大分県牛コンクリート工業組合牛国東技術センター
	大分県牛コンクリート工業組合牛豊肥技術センター
	大分県牛コンクリート工業組合牛日田技術センター

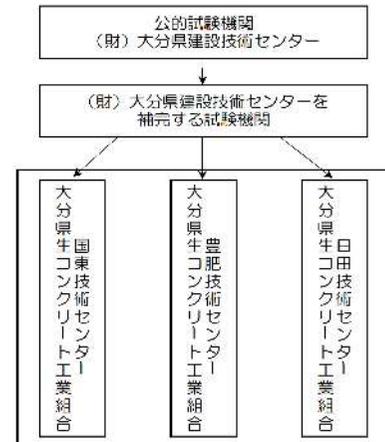
- ※ 監督員が補完する試験機関での試験実施が適当であると判断理由
- ・単独事業で(財)大分県建設技術センターが対応出来ない場合
 - ・施工箇所と(財)大分県建設技術センターが遠距離で工程への影響が大きい場合
 - ・緊急に試験を行う場合。
 - ・その他
- ※ 監督員が最低、試験を実施する機関を実施する前に確認が必要と考えます。

(9) コンクリート試験（圧縮・曲げ強度）の流れ

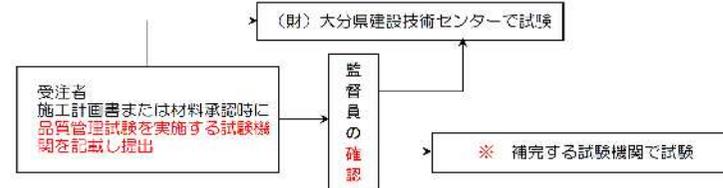
(5) 公的試験機関

公的試験機関とは、原則として、(財)大分県建設技術センターとする。ただし、(財)大分県建設技術センター以外の試験機関((財)大分県建設技術センターを補完する試験機関)での試験実施が適当であると監督員が確認した場合は、この限りではない。

1) コンクリート試験（圧縮・曲げ強度）



例 圧縮強度試験の流れ



発注者：県
受注者：県と契約した者

※(財)大分県建設技術センターを補完する試験機関でコンクリート試験(圧縮・曲げ強度)を実施する場合は、監督員の確認を得ること。

【改訂理由】

(財)大分県建設技術センターを補完する試験機関でコンクリート試験を行う場合は、受注者が施工計画または材料承認時に品質管理試験を実施する試験機関を記載し発注者に提出し、発注者はこれを確認し承諾(指示)する。